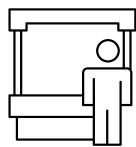


岡山県内の
県産品事業者
のみなさまへ

県産品



販路拡大



支援事業

岡山県内の県産品事業者を対象とした商品開発支援や国内の県外大規模展示会への出展のほか、米を原料とする加工品等のPRに要する経費の一部を補助することによって、県内事業者の地域資源を活用した製品の高付加価値化及び販路拡大に資する取組を支援します。

事業の区分	補助限度額	事業内容	補助対象経費
(ア)商品開発・テストマーケティング事業	上限：100万円 下限：25万円 予算額：3,000万円	新たに商品開発や開発した商品のテストマーケティングに要する経費に対して補助金を交付します。	- 開発費：新商品開発に伴うパッケージデザインや試作開発等の経費 - 委託・外注費：外注加工、市場調査、商品検査等の業務 - 原材料・副資材費：試作開発等に必要となる原材料・副資材の購入費 - 借料・展示会等出展費：事業の実施期間中に開発した新商品テストマーケティングに係る会場借料、県内外展示会出展料・什器費・装飾費
(イ)大規模展示会出展事業	上限：25万円 下限：10万円 予算額：1,000万円	県外の大規模展示会への出展に要する経費に対して補助金を交付します。	- 展示会等出展費：県外展示会出展料・什器費・装飾費（国内に限る。） - 広報費：パンフレット・チラシ等作成費、新聞・雑誌等による宣伝広告費
(ウ)原料米価格高騰対策事業	上限：75万円 下限：20万円 予算額：4,500万円	米を主たる原料とする県産品の効果的なPRに要する経費に対して補助金を交付します。	- 広報費：パンフレット・チラシ等作成費、新聞・雑誌等による宣伝広告費 - ウェブサイト関連費：HPの制作・更新費、インターネット広告費等 - 展示会等出展費：国内展示会出展料・什器費・装飾費 - 旅費：販路開拓のための国内外交通費・宿泊費等

※応募審査時に対象外経費が発生し、補助金額が下限を下回った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。
※（ア）及び（イ）、（ア）及び（ウ）に重複して申請することは可能です。

補助率

1/2

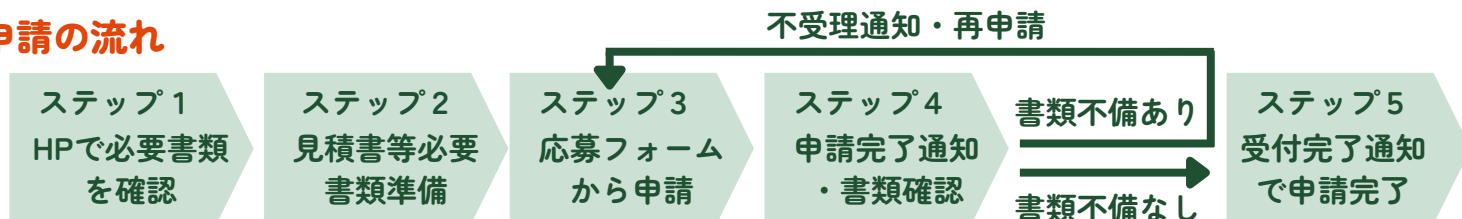
以内

申請受付期間 ※募集期間を延長しました

令和7年5月7日（水）10：00～6月30日（月）17：00

※先着順、予算額に達した場合、早めに終了する場合があります。

申請の流れ



※書類不備の場合、受付できませんので、必要書類が揃っているかチェックリストで確認した上で申請してください。ただし、再申請時には予算額に達して、受付できない場合があります。

※申請受付は応募フォーム（<https://www.okachu.or.jp/kensanpin/>）のみとなります。

事業の実施期間

令和7年4月1日（火）～令和8年1月31日（土）まで

※期限までに納入・支払の完了しないものは対象となりません。

※裏面もご確認ください

補助対象事業者の共通要件

中小企業支援法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主、中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に定める法人（企業組合、協同組合等）であって、岡山県内に主な事業所を有し、次の基準を満たす県産品を製造する者

- ①岡山県内において製造又は加工の最終段階が行われていること
- ②岡山県外において製造又は加工の最終段階が行われているものにあつては、当該商品において重要な部分を占める原材料が岡山県産であること
- ③上記以外の商品であつて、岡山県のイメージアップ及び知名度向上等に資すると岡山県知事が認めたもの

※ただし、機械系ものづくりの製造品（石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具及び輸送用機械器具）を除く。

原料米価格高騰対策事業の要件

米を主たる原料（産地は問わない。）とする次の県産品の製造事業者であつて、当該県産品の売上額が前年度売上額の50%以上を占めていること

- ①清酒、焼酎、その他米穀を原料とする酒類
- ②加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲動物の仕込時の混入割合が3%以上である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であつて2カ月以上の保存に耐えられるもの）
- ③味噌、その他米穀を原料とする調味料
- ④米穀粉、玄米粉、その他これらに類するもの
- ⑤米菓、その他米穀を原料又は材料とする菓子
- ⑥玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米またはアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、煎り玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- ⑦その他岡山県知事が特に必要と認めたもの

補助対象とならない経費

- ・ 補助事業の目的に合致しないもの
- ・ 必要な経理書類（見積書・相見積書・契約書・請求書・銀行振込控・原材料等受払簿・出張報告書等）を用意できないもの
- ・ 令和7年3月31日以前に発注・契約、購入及び支払い（前金払含む。）等を実施したもの
※令和7年4月1日以降の支出であっても、上記必要な経理書類が整わない場合は対象外
- ・ クレジットカード（旅費の支払いに関するものを除く。）及び現金、手形、小切手及びファクタリング（債権譲渡）による支払等
- ・ 各種手数料（振込手数料等）
- ・ 保険料
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・ 申請に要する経費
- ・ 補助事業の実施に係る自社の人件費
- ・ 支払利息及び遅延損害金
- ・ 申請者の関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の3親等以内の親族が経営する会社等）又は代表者の親族から購入等した経費
- ・ 機械設備、建物、構築物の購入等に要する経費
- ・ 国、県、市町村、公的・民間団体から交付される他の補助金が充当されている経費
- ・ 他の県事業により大規模展示会に出展する場合、当該大規模展示会に係る経費
- ・ 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
※補助対象経費に該当するものであつても、審査により減額査定することがあります。

お問い合わせ先

岡山県中小企業団体中央会 県産品販路拡大支援事業受付係

TEL：086-224-2245（平日：9:00～12:00、13:00～17:00）

Mail：kensanpin@okachu.or.jp

URL：https://www.okachu.or.jp/kensanpin/

専用サイト二次元コード

